

「SAGA ものすごフェスタ 11」 猛暑対策業務委託仕様書

1 委託事業名

「SAGA ものすごフェスタ 11」 猛暑対策業務

2 目的

ものすごフェスタ実行委員会（以下「同委員会」という。）では、小学生をメインターゲットに“佐賀のものづくり”の魅力や醍醐味を発信し、「佐賀のものづくりって、すごい！」という気付きを与えるための集合型イベントとして、「SAGA ものすごフェスタ 11」（以下「フェスタ」という。概要は別添 1～3 頁のとおり）を令和 7 年 8 月 23～24 日に開催予定としている。

イベントのメイン会場である SAGA アリーナ（佐賀市日の出 2-1-10）前の「パークテラス広場」等屋外エリアでは、フードコーナーやものづくり企画展示等を実施している。また、SAGA アリーナ東側の道路沿いには臨時シャトルバスの乗降場を設けており、大勢の利用者が待機列を作り、滞留する状況となっている。しかし、昨今の地球温暖化による影響もあり、猛暑日が増えている中、来場者及び利用者に対する猛暑対策が課題となっていた。

本業務は、今会期の来場者向け猛暑対応策として、屋外エリアを中心とした熱中症等対策の充実を図り、より満足度を高め安心、安全で快適なイベントを目指すものである。

3 委託業務の内容

（1）環境整備

・フェスタ会場の屋外エリア（詳細は別添 4～6 頁のとおり）において、以下の熱中症等対策を施し、レイアウト及び運営計画を作成すること。また、想定される課題に対して追加で対策できることがある場合は合わせて企画提案すること。

エリア名	説明	想定する熱中症対策※
SAGA アリーナ 2 階メインエントランス周辺（屋外）	フェスタのメイン入場口が 2 階メインエントランスとなるため、特に午前中に長蛇の待機列が発生する恐れがある。	入場口から SAGA アクア方向に 1,000 名程度の待機列が発生することを想定し、ミストシャワーを 10 台程度設置すること。
パークテラス広場（南）	フードコーナーとして多数のキッチンカーやブース、食事用テーブルセットが配置され、特に正午前後に混雑が予想される。	ベデストリアンデッキ下の滞留を想定し、ミストシャワーを 5 台程度設置する。ただし、キッチンカーや食事をする来場者等の衛生環境に配慮した配置とすること。
パークテラス広場（北）	県道 263 号線沿いの「タッチ＆ゴー」に発着するシャトルバスの乗降エリアとなるため、特に午後に待機列が発生する恐れがある。	シャトルバスの乗降ポイントが 3 か所配置されることを想定し、1 か所あたりミストシャワーを 2 台（計 6 台）設置すること。
※機器及び台数はあくまで目安として示すものであり、変更することは構わないが、必ず提案書内で説明すること。		

- ・機器及び台数に必要な周辺機器（ミストシャワーの場合、発電機、コードリール、ポリタンク等）や光熱費・水道費等諸経費も予算内で手配すること。
- ・レイアウト作成にあたり、SAGA アリーナの指定管理者と事前に調整を図ること。
- ・フェスタ当日に上記の設営・管理・運営を行い、フェスタ 2 日目の会期終了後 19 時までに撤去し原状復帰すること。
- ・当日トラブル等が発生した場合の連絡体制及び責任者を明確にし、臨機応変に対応可能な実施体制を整え、同委員会に事前に共有を図ること。

(2) 企画立案及び実施

- ・会期である2日間、来場者が“涼しさ”を享受し、猛暑による心理的負担を少しでも軽減できるような企画を1件以上立案し、実施すること。
- ・実施場所については、パークテラス広場（北・南）や栄光橋等の屋外エリアを優先的に検討し、合わせて提案すること。
- ・立案及び実施においては、県内ものづくり企業が関わるもの、或いはものづくりにまつわるもの、発信できるようなものであることが望ましい。
- ・企画の対象規模については、予算に応じて受託者側で設定可能だが、より多くの来場者を対象とできることが望ましい。
- ・企画実施にあたり会場設備を活用する場合は SAGA アリーナの指定管理者と調整を図り、必要経費は予算内で負担すること。

4 提案事項

- (1) 環境整備イメージ及びレイアウト案・運営計画案
- (2) 企画の説明
- (3) その他自由提案（任意）
- (4) 実施体制
- (5) スケジュール

5 契約期間

契約締結の日から令和7年8月27日（水曜日）まで

6 委託料の支払い

完了払

7 業務終了後の提出書類等

- (1) 委託業務の実施結果を記載した「業務完了報告書」 1部
- (2) その他、業務完了報告時に同委員会が求めるもの。

8 その他の留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたっては、同委員会と十分協議するとともに、責任者を明確にし、同委員会からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (2) 業務遂行にあたっては、十分な人員の確保と熱中症対策に努めること。
- (3) 受託者は、本業務を履行するうえで知りえた情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者が同委員会に引き渡すべき成果物は、同委員会の所有とする。
- (5) 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は同委員会に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、同委員会の承諾を受けなければならない。
- (6) 受託業者は、同委員会に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、同委員会・受託者協議の上、決定するものとする。